

周南市大田原自然の家条例の一部を改正する条例制定について

周南市大田原自然の家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月3日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市大田原自然の家条例の一部を改正する条例

周南市大田原自然の家条例（平成15年周南市条例第113号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

周南市中須自然の家条例

第1条中「自然の家」を「周南市中須自然の家（以下「自然の家」という。）」に改める。

第2条の表を次のように改める。

名称	周南市中須自然の家
位置	周南市大字中須南2281番地

第3条中「周南市大田原自然の家（以下「自然の家」という。）」を「自然の家」に改める。

第17条第1項中「周南市大田原自然の家運営協議会」を「周南市中須自然の家運営協議会」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

周南市中須自然の家使用料

区分	宿泊する場合 （1泊1人につき）	宿泊しない場合 （1人につき）
----	---------------------	--------------------

小学校就学前の者	無料	無料
市内の小・中学生	120円	無料
市外の小・中学生	230円	70円
満25歳以下の者	320円	150円
その他の者	480円	320円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から2年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の周南市中須自然の家条例の規定による周南市中須自然の家の利用の許可申請の受付その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

- 3 周南市報酬及び費用弁償支給条例（平成15年周南市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「大田原自然の家運営協議会委員」を「中須自然の家運営協議会委員」に改める。

(参 考)

周南市大田原自然の家条例新旧対照表

現 行	改 正 案								
<u>周南市大田原自然の家条例</u> (設置) 第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定により、集団宿泊訓練及び野外活動等を通じて心身ともに健全な青少年を育成するため、<u>自然の家</u>を設置する。 (名称及び位置) 第2条 自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><td>名称</td><td>周南市大田原自然の家</td></tr><tr><td>位置</td><td>周南市大字中須北3194番地</td></tr></table> (業務) 第3条 <u>周南市大田原自然の家</u>（以下「自然の家」という。）は、次に掲げる業務を行う。 (1)～(3) (略) (運営協議会) 第17条 自然の家の適正かつ円滑な運営を図るため、<u>周南市大田原自然の家運営協議会</u>（以下「協議会」という。）を置く。	名称	周南市大田原自然の家	位置	周南市大字中須北3194番地	<u>周南市中須自然の家条例</u> (設置) 第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定により、集団宿泊訓練及び野外活動等を通じて心身ともに健全な青少年を育成するため、<u>周南市中須自然の家</u>（以下「自然の家」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><td>名称</td><td>周南市中須自然の家</td></tr><tr><td>位置</td><td>周南市大字中須南2281番地</td></tr></table> (業務) 第3条 <u>自然の家</u>は、次に掲げる業務を行う。 (1)～(3) (略) (運営協議会) 第17条 自然の家の適正かつ円滑な運営を図るため、<u>周南市中須自然の家運営協議会</u>（以下「協議会」という。）を置く。	名称	周南市中須自然の家	位置	周南市大字中須南2281番地
名称	周南市大田原自然の家								
位置	周南市大字中須北3194番地								
名称	周南市中須自然の家								
位置	周南市大字中須南2281番地								

現 行				改 正 案			
2 ～ 7 （略）				2 ～ 7 （略）			
別表（第12条関係） 周南市大田原自然の家使用料				別表（第12条関係） 周南市中須自然の家使用料			
区分		宿泊する場合 （1泊1人につき）	宿泊しない場合 （1人につき）	区分		宿泊する場合 （1泊1人につき）	宿泊しない場合 （1人につき）
青少年	市内の小・中学生	120円	無料	小学校就学前の者		無料	無料
	市外の小・中学生	230円	70円	市内の小・中学生		120円	無料
	その他（学齢に達 しない者は除 く。）	320円	150円	市外の小・中学生		230円	70円
	その他の者	480円	320円	満25歳以下の者		320円	150円
備考 青少年とは満25歳以下の者をいう。				その他の者		480円	320円

周南市報酬及び費用弁償支給条例新旧対照表（附則第3項の改正）

現 行			改 正 案		
別表第 1 （第 2 条関係）			別表第 1 （第 2 条関係）		
職 名	区 分	支 給 額	職 名	区 分	支 給 額
（略）			（略）		
（略）	日 額	5,900円 （日額の報酬を受ける者で委員長若しくは会長の職にある者は、この表に定める報酬日額に500円を加えた額とする。）	（略）	日 額	5,900円 （日額の報酬を受ける者で委員長若しくは会長の職にある者は、この表に定める報酬日額に500円を加えた額とする。）
<u>大田原自然の家運営協議会委員</u>			<u>中須自然の家運営協議会委員</u>		
（略）			（略）		
（略）			（略）		